

放課後デイサービスえ～る重要事項説明書

この重要事項説明書は、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者の概要

名 称	特定非営利活動法人 子と親の発達支援塾ぽるて
所 在 地	〒899-1611 鹿児島県阿久根市赤瀬川 9 2 0 番地 3
連 絡 先	電話番号 0 9 9 6 - 7 2 - 3 1 7 8 F A X 0 9 9 6 - 7 2 - 3 1 7 8
代表者氏名	理事長 新藏 ひとみ
設立年月	平成28年6月29日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定放課後等デイサービス
事業所の名称	放課後デイサービスえ～る
鹿児島県 指定事業者番号	4 6 5 0 0 0 4 1 0 6
事業所の所在地	〒899-1611 鹿児島県阿久根市赤瀬川 9 2 0 番地 3
連絡先	電話番号 0 9 9 6 - 7 2 - 3 1 7 8 F A X 0 9 9 6 - 7 2 - 3 1 7 8
管理者	石澤 陽介
児童発達支援 管理責任者	新藏 ひとみ
サービスの実施地域	阿久根市、出水市、長島町
主たる対象者	発達障害児、知的障害児、身体障害児、発達に不安がある児童
定員	1 0 名
開設年月日	平成 2 8 年 9 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

事業の目的	特定非営利活動法人子と親の発達支援塾ほるて（以下「事業者」という。）が開 設する放課後デイサービスえ～る（以下「事業所」という。）が適正な運営を確 保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を 図るとともに利用児及び保護者に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供 することを目的とする。
運営方針	①利用児の生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図 事が できるようその利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ て、適切かつ効果的な支援を行うものとする。 ②利用児の意志及び人格を尊重し、常に利用児の立場に立ってサービスの提供を 行う。 ③事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、鹿児島県及び関係市町 村、他の児童福祉サービス事業者、障害福祉サービス事業者、地域の保健・医 療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるもの とする。

4. 職員の体制

当事業所では、児童福祉法と障害者総合支援法の指定基準を遵守し、職員として以下の職種の職員を配置
しています。

管理者 1名 (常勤・兼務)	管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申し込みに係る調整、業務の 実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定さ れている放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるた めに必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者 1名 (常勤・専従)	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以 上見直しを行います。サービスを利用する利用児に対する継続的なサービス管理 や評価を行うとともに、利用児及び保護者並びにその家族に対し、その内容等 について説明を行います。
保育士または 児童指導員 2名以上 (常勤・非常勤)	保育士または児童指導員は、個別支援計画に基づき利用児に対し、自立した日 常生活が送れるように、適切な指導、支援などを行います。また、その保護者 に対し、必要な説明並びにサービスの報告などを実施、家庭との連携に努めます。

5. 営業日と営業時間及びサービス提供時間

営業日	月曜日～土曜日 (第2土曜日・日・祝日及び 12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	月曜日から金曜日 午前9時30分～午後6時30分 土曜日及び学校休業日 午前9時～午後6時
サービス提供時間	月曜日から金曜日 午前10時45分～午後5時45分 土曜日及び学校休業日 午前10時～午後4時

6. サービス提供の内容

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画作成	児童発達支援管理責任者は、利用児及び保護者の意向、アセスメント、支援内 容を検討し、総合的な支援の方針、目標とその達成時期、サービスを提供するう えでの留意事項を記載した個別支援計画を作成します。作成した計画書は利用児 及び保護者に説明を行い、同意を得てお渡し致します。その後、1ヶ月から6ヶ月 に一回程度のモニタリングを実施し、支援計画の見直しを保護者と実施します。

活動	①日常生活訓練：手洗い、うがい、歯みがき、着替え、身だしなみ等や排泄、食事に関する事など日常生活に必要な技術の習得を指導します。
	②集団生活適応訓練：小集団での活動を通じてコミュニケーション技術の向上や、社会規範などを学べるよう指導します。また、年間行事を通して自然と触れ合い、季節の変化を感じられるような活動を行います。
	③創作的活動：絵画や工作などの創作的活動を通して、手先の使い方や道具の安全な使い方を学び、豊かで個性的な想像力を育みます。
	④社会生活体験学習：児童クラブや地域サークルなどとのレクリエーション行事などを通して、地域社会とのふれあいを実施します。また地域へ出て買い物学習、公共でのマナー、公共交通機関、公共施設での学習を行います。
	⑤感覚統合療法・作業療法：個別支援計画に基づき、必要な訓練を実施します。
相談	①医療、福祉、生活などの相談を実施し、情報提供並びに助言や提案などを行います。
	②児童並びにその育児を行う保護者などに対し、日常生活における子育て並びに教育などに関する相談および助言などを行います。
	③利用時に必要に応じて健康チェックを実施し、助言や指導を実施します。
送迎	個別支援計画に基づき、自宅や学校、または児童クラブ等の集合場所から事業所間の送迎を行います。この場合、社会性を育む妨げにならないよう配慮して行います。 みどりが丘児童クラブの生徒と同乗する場合があります。

※サービス内容は、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を持って、プログラムを計画実施しています。

7. サービス利用料金

障害児通所支援にかかる保険内サービス利用料金は別紙「放課後デイサービスえ～る利用料金表」の通りです。

1) 事業者が市町村から障害児通所給付費の給付を受け取る場合（代理受領）、利用者負担分として定率負担額（1割相当）をお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減などが適用される場合は自己負担はありません。

2) 上記1)の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者から障害児通所給付費の全額をいただきます。

3) 事業者は、利用者負担額の支払いを受けた場合は、保護者に対して領収書を発行し、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、保護者に対してその金額及び内訳を通知します。

4) 次に定める費用に関しては実費ご負担いただきます。（保険外料金）

- (1) おやつ代 50円
- (2) 調理実習にかかる費用
- (3) 行事などの参加費や交通費など
- (4) キャンセル料（詳細は17. サービスの中止、キャンセル料）
- (5) 弁当注文代金（別紙にて説明）

※4) については、あらかじめその内容及び費用について説明を行い、了承を得た場合に実施します。また、支払いを受けた場合は、それらに係る費用の領収書を発行いたします。

おやつ、キャンセル料などの実費でご負担いただく金額に関しましては、社会情勢により変更する場合があります。

5) 利用料金のお支払い方法

保険内料金は1ヶ月ごとに計算し、翌々月の請求になります。（2市1町は利用者負担はありません。）

保険外料金は請求月の翌月20日までに現金にてお支払いください。

8. 記録及び情報の管理等

事業者は、利用児の記録及び情報を適切に管理し、利用児及びその保護者の求めに応じてその内容を開示します。

また、記録及び情報については、契約の終了後5年間保管します。

利用児個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び関係機関等との連絡調整や情報提供を要請された場合は、利用児及びその保護者の同意（別紙「個人情報使用同意書」）に基づき情報提供致します。

9. 要望・苦情等の受付について

当事業所相談窓口	苦情受付担当者 石澤陽介 苦情解決責任者 新藏ひとみ 利用時間 月曜日から金曜日 午前9時30分～午後6時30分 土曜日及び学校休業日 午前9時～午後6時 ただし、第2土曜日・日・祝日、12月30日から1月3日までを除く 電話番号 0996-72-3178 FAX 0996-72-3178 メールアドレス porute2021@gmail.com
第三者委員	つるばみ司法書士事務所 鶴喰 伸一 電話番号 0996-78-9070
各市町村	阿久根市 73-1248 出水市 63-4045 長島町 86-1146
運営適正化委員会	鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正委員会 電話番号 099-257-3855

当事業所では、解決できない苦情や虐待などの相談は、第三者委員、行政機関、又は鹿児島県社会福祉協議会に設置された、運営適正化委員会に申し立てる事が出来ます。

10. 虐待防止について

1) 事業者は、利用児の人権の擁護・虐待防止のため、委員会を設置し、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じます。

2) 責任者及び相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	責任者 新藏 ひとみ（当法人理事長） 利用時間 月曜日から金曜日 午前9時30分～午後6時30分 土曜日及び学校休業日 午前9時～午後6時 ただし、第2土曜日・日・祝日、12月30日から1月3日までを除く 電話番号 0996-72-3178 FAX 0996-72-3178 メールアドレス porute2021@gmail.com
------------------	--

11. 身体拘束の適正化について

1) 事業者は、利用児または他の利用児の生命または身体を保護するために、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用児の行動を制限する行為を致しません。

2) 事業者は、身体拘束適正化委員会を設置し、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じます。

12. 感染症対策に関して

- 1) 事業者は、利用児並びに従業者の衛生並びに健康を保持促進できるように努めます。
- 2) 事業者は、感染症対策委員会を設置し、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じます。

13. 業務継続計画の策定について

- 1) 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用児に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下g「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めます。
- 2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
- 3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めます。

14. 緊急時の対応

サービス提供中に利用児の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。
また、主治医への連絡などが困難な場合は、協力医療機関又は適切な医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

1) 事業所の協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 仁和会 山田クリニック
院長名	山田 和彦
所在地	〒899-1621 鹿児島県阿久根市本町6-3
電話番号	電話番号 0996-72-0420
診療科目	内科・外科・消化器科・肛門科・リハビリテーション科

医療機関の名称	しみずこども医院
院長名	清水 貴士
所在地	〒899-1611 鹿児島県阿久根市赤瀬川3880-3
電話番号	電話番号 0996-68-0633
診療科目	小児科

2) かかりつけ医

医療機関の名称	
電話番号	

3) 緊急連絡先

連絡先① 氏名	続柄	電話番号
連絡先② 氏名	続柄	電話番号
連絡先③ 保護者勤務先		電話番号

15. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、鹿児島県・関係市町村役場、及び利用児の保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 保険名：超ビジネス保険(事業活動包括保険)

16. 非常災害時の対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全対策のための行動手順を整備し、それらを事業所の見やすい場所に提示し、また、定期的に利用児及び従業者に周知するとともに、避難・救出その他必要な訓練を行います。

17. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 受給者証の記載内容の変更や更新があった場合は、内容を確認しますのでできるだけ速やかに事業所へ提出してください。
- (2) 利用児の過失による他害や物損の場合、損害賠償責任が発生しますので、個人損害賠償保険への加入をお願い致します。
- (3) 利用児の疾病で、他児への感染の可能性のある場合はサービスの利用はできません。
- (4) 室内外の機器の使用に関しては、従業者の指示に従ってください。
- (5) 保護者は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為など、他の保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。
- (6) 保護者との連絡はLINEアプリを使用しております。連絡帳アプリ(ディロポ)で取得された写真の取り扱いについては、他の利用者のご迷惑にならないよう、十分な配慮をお願いします。

18. サービスの中止、キャンセル料について

- (1) 利用児がサービス利用の中止(キャンセル)をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 <u>放課後デイサービスえ〜る</u>	TEL/FAX	0 9 9 6 - 7 2 - 3 1 7 8
	ディロポ	個人の受給者番号を登録
	Gメール	porute2021@gmail.com

- (2) 利用児及び保護者の都合でサービスを中止する場合は、以下の条項をお守りください。当日の中止(キャンセル)については、③にあげたキャンセル料を申し受ける場合がありますので、ご注意ください。

但し、利用児の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

- ① 平日は、当日の午前11時までにご連絡ください。
- ② 休校日や長期休暇時などは、遅くても午前9時15分までにご連絡ください。
- ③ 連絡がなかった場合、また、①、②の時間を過ぎている場合、1,080円徴収いたします。
- ④ 急病などの緊急時や特別な理由により、連絡が遅れた場合にはいたしません。
- ⑤ 連絡方法に関しては、以下のいずれかの方法でお願いいたします。
- 前日まで：デイロボ Gメール
- 当日は：電話でお願いいたします。

【説明確認欄】

放課後等デイサービスの提供および利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日
 事業者名 特定非営利活動法人子と親の発達支援塾ぽるて
 事業所名 放課後デイサービスえ～る

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から放課後デイサービスの提供、利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者 住 所

氏 名 印